

2023年（令和5年）第10回総会議事録

- 1 告示年月日 2023年（令和5年）10月16日（月）
- 2 通知年月日 2023年（令和5年）10月16日（月）
- 3 開催年月日 2023年（令和5年）10月31日（火）
- 4 開催場所 福山市東桜町3番5号
福山市役所 3階 小会議室
- 5 付議事項
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について
 - 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について
 - 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について
 - 議案第4号 非農地証明について
 - 議案第5号 事業計画変更承認申請に対する承認について
 - 議案第6号 福山農業振興地域整備計画の変更の協議に対する回答について
- 6 報告事項
 - 農地法等に関わる専決処分・届出等について
- 7 出席委員
 - 1番 佐藤 眞子 2番 上田憲一郎 3番 土屋 智樹 4番 野田 幸男
 - 5番 寶諸 孝也 6番 谷邊 博人 7番 岡本 卓也 8番 小林 輝仁
 - 9番 石井 洋子 10番 安原 理雄 11番 下江 京子 12番 能宗 秀典
 - 13番 山本 明 14番 須藤 薫雄 以上14名
- 8 欠席委員
 - 15番 谷本 耕造 以上1名
- 9 その他の出席者
 - 0名
- 10 事務局出席職員等
 - 事務局長 林 茂晃 事務局次長 杉原 信広
 - 事務局 藤岡 貴世 松永出張所 花田 宏
 - 北部出張所 藤井 勝俊 神辺出張所 板谷 浩司
 - 沼隈出張所 松原 美和 農業振興課 吉森 五王太

以 上 8 名

1 1 議事内容

午前 10時00分

事務局長	<p>ただいまから、2023年（令和5年）第10回福山市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>申し訳ありませんが、本日は所要のためこの後退席いたします。</p> <p>谷邊会長，会議の進行をお願いします。</p>
会 長	<p>— 開会挨拶 —</p>
会 長	<p>それでは、会議規則第3条の規定によりまして議長を務めさせていただきます。</p>
議 長	<p>最初に、総会の成立を申し上げます。</p> <p>委員総数15名のうち、出席委員14名、欠席委員1名、在任委員の過半が出席ですので、本会議は成立します。</p>
議 長	<p>続いて、会議規則第10条の規定により、議事録署名委員の指名を行ないます。</p> <p>議席番号 4番 野田 幸男（のだ ゆきお）委員と議席番号 10番 安原 理雄（やすはら みちお）委員をお願いします。</p> <p>議事に入る前に、議案の訂正等があれば、事務局より説明してください。</p>
事務局	<p>2023年（令和5年）第10回総会議案書訂正・取下げ事項はありません。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。</p> <p>東部地区の報告をお願いします。</p>
委 員 1番・佐藤	<p>東部地区の審議内容について、報告します。</p> <p>東部地区では、10月24日の午前9時20分からの現地調査に続き、午前</p>

<p>委員 1番 佐藤 (つづき)</p>	<p>1 1時から市役所 3階 小会議室で協議会を開催しました。</p> <p>委員7名中 6名の出席により、議案第1号3件、議案第3号1件、議案第5号1件、合計5件について審議しました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の1番から3番について報告します。</p> <p>1番は、大門町の受人が、同町の渡人から申請地を譲り受け、経営規模を拡大するものです。</p> <p>2番は、沖野上町の受人が、大門町の渡人から申請地を譲り受け、経営規模を拡大するものです。</p> <p>3番は、春日町の受人が、同居の渡人から申請地を譲り受け、新規就農するものです。</p> <p>いずれも、受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>西部地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 4番 野田</p>	<p>西部地区の審議内容について、報告します。</p> <p>西部地区では、10月25日の午後1時30分からの現地調査に続き、午後4時から市役所 3階 小会議室で協議会を開催しました。</p> <p>委員10名中10名全員の出席により、議案第1号5件、議案第2号1件、議案第3号2件、合計8件について審議しました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の4番から8番について報告します。</p> <p>4番は、津之郷町の受人が、同町の渡人から申請地を譲り受け、新規就農するものです。</p> <p>5番は、沼隈町の受人が、三原市明神の渡人から贈与にて申請地を譲り受け、経営規模を拡大するものです。</p> <p>6番は、沼隈町の受人が、同町の渡人から申請地を譲り受け、経営規模を拡大するものです。</p> <p>7番は、熊野町の受人が、尾道市浦崎町の渡人から申請地を譲り受け、経営規模を拡大するものです。</p>

<p>委員 4番 野田 (つづき)</p>	<p>8番は、熊野町の受人が、尾道市浦崎町の渡人から申請地を譲り受け、経営規模を拡大するものです。</p> <p>いずれも、受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>松永地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 7番 岡本</p>	<p>松永地区の審議内容について報告をします。</p> <p>松永地区では、10月25日、午前9時40分から関係者により現地調査を行い、午前10時30分から、松永支所2階21会議室で協議会を開催しました。委員7名全員の出席により、議案第1号5件、議案第4号1件、合計6件について審議いたしました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の9番から13番について報告します。</p> <p>9番は、本郷町の受人が、東京都大田区の渡人から譲受けて、経営規模を拡大し、野菜や果樹を栽培する計画です。</p> <p>10番は、神村町の受人が、本郷町の渡人と賃借権を設定して、経営規模を拡大し、既設のビニールハウスでイチゴ、ゆず、コーヒー豆などを栽培する計画です。</p> <p>11番は、南松永町の受人が、柳津町の渡人から譲受けて新規就農し、水稻および野菜を栽培する計画です。</p> <p>12番は、神村町の受人が、柳津町二丁目および東京都世田谷区の渡人から、借り受け地の所有権を取得し、引き続き果樹を栽培する計画です。なお、受人は、柳津町に移住する予定です。</p> <p>13番は、柳津町の受人が、柳津町五丁目の渡人から譲受けて経営規模を拡大し、野菜を栽培する計画です。</p> <p>いずれも、受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、農機具も確保されており、許可妥当と判断しました。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>北部地区の報告をお願いします。</p>

<p>委員 10番 安原</p>	<p>それでは、北部地区の審議内容について、報告します。</p> <p>北部地区では、10月25日の午後0時30分から関係者により、現地調査を行い、午後3時30分から北部支所3階の302会議室で協議会を開催しました。</p> <p>委員13名中11名の出席により、議案第1号3件、議案第2号2件、議案第3号2件、議案第4号2件、の合計9件について審議いたしました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の4ページ14番から5ページ16番について報告します。</p> <p>共有持分の交換のため、分筆された14番と15番の申請地は兄弟の共有名義になっております。この度、互いの持分を譲り合って、単独名義にするものです。引き続き、水稻を栽培するものです。</p> <p>16番は、御幸町の受人が加茂町の渡人から県道沿いの申請地を譲り受け、近隣に住む世帯員と季節野菜や果樹を栽培し、経営規模を拡大するものです。</p> <p>いずれの案件も、譲受人は、農作業経験があり、必要な農機具等も確保済みであり、許可妥当と判断しました。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>神辺地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 13番 山本</p>	<p>神辺地区の審議内容について報告します。</p> <p>神辺地区では、10月25日、午前9時から現地調査を行い、午前9時50分から、神辺支所2階21会議室において地区協議会員8名全員の出席により、議案第1号3件、議案第2号2件の合計5件について、審議しました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」5ページ17番から19番について報告します。</p> <p>17番は、申請地の上竹田の田1筆987㎡について、上竹田の渡人から、駅家町の受人が譲り受けて、畑として耕作し、季節野菜の栽培をして新規就農をするものです。</p> <p>18番は、申請地の道上の田2筆計1,360㎡について、道上の渡人から、道上の受人が譲り受けて、畑として耕作し、季節野菜の栽培をして新規就農をするものです。</p>

<p>委員 13番 山本 (つづき)</p>	<p>19番は、申請地の新道上の畑1筆799㎡について、持分八分の七を所有する御幸町の受人が、弟で持分八分の一を所有している御幸町の渡人から、その持分の八分の一を贈与により譲り受けて共有関係を解消し、引き続き季節野菜の栽培をするものです。</p> <p>いずれの案件も申請農地、営農計画に問題はなく、必要な農機具・労働力も確保されていることから、許可妥当と判断しました。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局から補足説明等があればしてください。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第1号のすべての案件については、別紙調査書のとおり、借入後又は取得後の全ての農地を利用する計画であり、機械・労働力・技術などに問題はなく、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件をすべて満たしています。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>— 質問なし —</p>
<p>議長</p>	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>— 全員挙手 —</p>
<p>議長</p>	<p>全員挙手により、議案第1号は原案のとおり許可することに決定します。</p> <p>つぎに、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。</p> <p>西部地区の報告をお願いします。</p>

委員 4番 野田	<p>議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について」の1番について報告します。</p> <p>1番は、山手町の申請人が、申請地に住宅1棟を建築するものです。場所は、山手小学校の西、約700メートルです。</p> <p>現地調査をしましたが、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
議長	<p>北部地区の報告をお願いします。</p>
委員 10番 安原	<p>議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について」の6ページ2番と3番について報告します。</p> <p>2番は加茂町の転用者が126枚の太陽光発電パネルを設置して売電事業を行う計画です。</p> <p>場所は加茂中学校の北300メートルの所です。</p> <p>3番は駅家町の転用者が180枚の太陽光発電パネルを設置して売電事業を行う計画です。</p> <p>場所は旧服部小学校の北1.7キロメートルの所です。</p> <p>以上、現地調査をしましたが、日照・排水等、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>神辺地区の報告をお願いします。</p>
委員 13番 山本	<p>議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について」6ページ4番と5番について報告します。</p> <p>4番は、西中条の申請人が所有する西中条の畑1筆195㎡について、農業用倉庫2棟及び露天駐車場として利用するものです。場所は、中条小学校から、南東へ約1,300メートルのところです。</p> <p>5番は、東中条の申請人が所有する東中条の田1筆811㎡について、太陽光発電パネルを設置して売電をするものです。場所は、中条小学校から、北東へ約1,050メートルのところです。</p>

<p>委員 13番 山本 (つづき)</p>	<p>現地調査を行いました。周辺農地への日照・排水について支障を生じるおそれもなく、転用許可妥当と判断しました。</p> <p>なお、4番については、既に倉庫が建っているため、顛末書の提出を受けています。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局から補足説明等があればしてください。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第2号のすべての案件は、農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第3種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第2種農地として判断されます。</p> <p>別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。また、議案第2号に常設審議委員会への意見聴取案件はありません。</p>
<p>議長</p>	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>— 質問なし —</p>
<p>議長</p>	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>— 全員挙手 —</p>
<p>議長</p>	<p>全員挙手により、議案第2号は原案のとおり許可することに決定します。</p>

議 長 (つづき)	<p>つぎに、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。</p> <p>東部地区の報告をお願いします。</p>
委 員 1 番 佐藤	<p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」の1番について報告します。</p> <p>大門町の受人が、多治米町の渡人から申請地を譲り受け、露天駐車場として整備するものです。</p> <p>場所は、JR大門駅の北西、約400メートルです。</p> <p>現地調査をしましたが、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>西部地区の報告をお願いします。</p>
委 員 4 番 野田	<p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」の2番と3番について報告します。</p> <p>2番は、内海町の受人が、大阪府枚方市の渡人から申請地を譲り受け、工場兼販売所及び露天駐車場として整備するものです。</p> <p>場所は、能登原交流館の東、約200メートルです。</p> <p>3番は、茨城県守谷市の受人が、内海町の渡人から申請地を譲り受け、住宅1棟を建築するものです。場所は、内浦交流館の北西、約800メートルです。</p> <p>現地調査をしましたが、いずれも、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>北部地区の報告をお願いします。</p>
委 員 1 0 番 安原	<p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」の7ページ4番と5番について報告します。</p> <p>4番と5番は大阪府中央区の再生可能エネルギー発電事業者が、4番で芦田町の渡人から、5番で新市町の渡人から、それぞれ申請地を譲り受け、126枚と156枚の太陽光発電パネルを設置し、売電事業を行う計画です。</p>

委員 10番 安原 (つづき)	<p>4番の場所は富谷池の東200メートルの所です。</p> <p>5番は網引小学校の北東700メートルの所です。</p> <p>以上、現地調査をしましたが、日照・排水等、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局から補足説明等があればしてください。</p>
事務局	<p>議案第3号の「1番」はJR山陽線大門駅からおおむね500メートル以内に存在するため第2種農地として判断されます。</p> <p>その他の案件は、農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第3種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第2種農地として判断されます。</p> <p>別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。また、議案第3号に常設審議委員会への意見聴取案件はありません。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>— 質問なし —</p>
議長	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第3号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>— 全員 挙手 —</p>

議 長	<p>全員挙手により、議案第3号は原案のとおり許可することに決定します。</p>
議 長	<p>つぎに、議案第4号「非農地証明について」を上程します。 松永地区の報告をお願いします。</p>
委 員 7 番 岡本	<p>議案第4号「非農地証明について」の1番について報告します。</p> <p>1番は、瀬戸町の申請人が、平成24年頃から耕作放棄していたところ、雑木などが繁茂し、山林原野となったものです。場所は、奥池から西へ、約15メートルのところではす。</p> <p>なお、申請地は、農振農用地区域内の農地であります。担当部局との調整は整っております。</p> <p>現地調査をしましたが、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>北部地区の報告をお願いします。</p>
委 員 10 番 安原	<p>議案第4号「非農地証明について」の8ページ2番と3番について報告します。</p> <p>2番の申請地は昭和40年頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し山林になっているものです。 場所は広瀬中学校の東300メートルの所です。</p> <p>3番の申請地は昭和62年4月頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し、山林になっているものです。 場所は服部小学校の北西2.3キロメートルの所です。</p> <p>現地調査をしましたが、農地性はなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。</p> <p>なお、2番と3番の申請地は、農振農用地区域内の農地のため、関係部局との調整は整っております。</p> <p>以上です。</p>

議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	— 質問なし —
議 長	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第4号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委 員	— 全 員 挙 手 —
議 長	<p>全員挙手により、議案第4号は原案のとおり証明することに決定します。</p>
議 長	<p>次に、議案第5号「事業計画変更承認申請に対する承認について」を上程します。</p> <p>東部地区の報告をお願いします。</p>
委 員 1 番 佐藤	<p>議案第5号「事業計画変更承認申請に対する承認について」の1番について報告します。</p> <p>本件については、本年5月31日付けの農地法第5条の規定による許可を得て、10筆、合計面積5,897平方メートルの農地の所有権移転が完了しました。場所は、蔵王小学校の至近です。</p> <p>申請者は、分譲地の造成工事を完了しましたが、今回の申請地である「のり面」2カ所については、形状が悪く、採算性が悪いことを理由に工事を断念し、残地として所有しています。</p> <p>この残地は、現況が譲り受けた当時のままのため、現時点では法務局における登記地目の変更ができないとのことです。</p> <p>これらのことを踏まえた上で、現地調査をしましたが、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないことから、承認妥当と判断しました。以上です。</p>

議 長	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 質問なし —</p>
議 長	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第5号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 全 員 挙 手 —</p>
議 長	<p>全員挙手により、議案第5号は原案のとおり承認することに決定します。</p> <p>次に、議案第6号「福山農業振興地域整備計画の変更の協議に対する回答について」を上程します。</p> <p>担当課より説明してください。</p>
農業振興 課 担 当	<p>失礼します。</p> <p>農業振興地域 農用地区域からの除外申出の担当をしています</p> <p>農業振興課の吉森です。</p> <p>続いて、私の方からは、2023年6月に受付を行った、農用地区域からの除外申出の内容について、説明させていただきます。</p> <p>まず概要について、簡単に触れさせていただきます。</p> <p>農業振興地域内において、農用地を指定した区域は、農地以外に利用できないこととなっておりますが、やむを得ない理由により、農地以外に利用する必要がある場合には、あらかじめ、その農地を農用地区域から除外する必要があります。</p> <p>この除外をするには4つの条件があります。</p> <p>まず1つ目の条件は、</p> <p>1 次の6つの要件を全て満たすこと です。</p> <p>① 農用地区域内の農地以外に代替する土地がないこと</p> <p>② 地域計画の達成に支障がないこと</p>

<p>農業振興 課担当 (つづき)</p>	<p>③ 農用地の集団化・農作業の効率的かつ総合的な利用に支障がないこと</p> <p>④ 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障がないこと</p> <p>⑤ 農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障がないこと</p> <p>⑥ 土地改良事業等の工事完了年度の翌年度から起算して8年を経過していること</p> <p>以上、6つの要件を全て満たすことが必要です。</p> <p>また、その他の条件として、</p> <p>2 不要不急のものでないこと</p> <p>3 他法令の許可等の見込みがあること</p> <p>4 本市が独自に基準を定めた事務取扱要領による「申出資格」、「面積」等の要件の全てを満たしていること</p> <p>以上が農用地区域から除外するための条件となります。</p> <p>今回は、年2回の申出のうち、2023年6月30日を締切りとして受付けた申出分について、農業振興地域の整備に関する法律 施行規則 第3条の2 第2項の規定により、諮問させていただきます。</p> <p>続いて、変更内容について、申し上げます。</p> <p>別にお配りした「福山 農業振興地域 整備計画の変更に係る資料」をご覧ください。</p> <p>資料を2枚めくっていただき、裏面の</p> <p>「1.農用地利用計画変更状況」 「(1) 重要変更」をご覧ください。</p> <p>各地区の件数、筆数、面積を記載しており、合計が一番下の欄にある41件、70筆、42,250.89㎡になります。</p> <p>続いて、次のページ「(2) 軽微変更」についてです。</p> <p>用途区分の変更の申出が2件、2筆、147.14㎡ありました。</p> <p>続いて、次のページ「(3) 農用地区域への編入」については、該当ありません。</p> <p>続いて、1ページ飛ばしてその次のページ「2.変更理由別件数」についてです。こちらは理由別の内訳を記載しています。</p> <p>(1) 重要変更の変更理由としては、非農地判断によるものが18件最も多くなっています。</p> <p>(2) 軽微変更については、全て農業用施設用地によるものとなっております。</p>
-------------------------------	--

農業振興 課担当 (つづき)	<p>続いて、次のページ「福山農業振興地域整備計画変更計画（案）」についてです。このA4ヨコの表を含めて8ページ分が、今回の重要変更に係る内容41件について、その次のページが用途区分変更に係る内容2件について記載しております。その次のページの編入については、今回該当はありませんでした。</p> <p>本日の諮問に対する答申をいただいた後、公告、14日間の縦覧期間、15日間の異議申立期間、広島県への協議等、所定の手続きを経て、農業振興地域整備計画の変更が決定されます。</p> <p>私の方からの説明は以上です。</p>
議 長	<p>議案第6号について、これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は、挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 質問なし —</p>
議 長	<p>質問等もないようですので、採決します。</p> <p>議案第6号について、原案に異議がない場合は、挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 全 員 挙 手 —</p>
議 長	<p>全員挙手により、議案第6号は、「協議のとおり変更することに異議がない旨」を回答します。</p> <p>つぎに、「農地法等に関わる専決処分・届出等について」を事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>専決処分及び届出等について、ご説明します。</p> <p>議案書（別冊）の10ページから13ページの「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。これは、相続等により農地の権利を取得した場合の届出です。農業委員会処務規則第6条の2第1項の規定により、16件を事務局長専決で受理しました。</p> <p>次に、14ページ、15ページの「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」及び、16ページから20ページの「農地法</p>

事務局 (つづき)	<p>第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」です。</p> <p>4条10件、5条36件を農業委員会処務規則第6条の2第1項の規定により、事務局長専決で受理しました。</p> <p>次に、21ページの「農地転用(農業用施設)届出書の受理について」です。農地法施行規則第29条第1項第1号の規定により、転用目的が農業用施設であり、かつ転用面積が2アール未満の場合、農地法第4条の「農地の転用の制限」の例外規定の適用を受けられます。2件の届出があり、現地確認の結果、いずれも農業用倉庫であることを確認しました。</p> <p>次に、22ページの「農地法施行規則第29条第1項第16号の規定による協議書の受理について」です。認定電気通信事業者が行う中継施設等の敷地に供するため、農地を農地以外のものにする場合については、農地転用の制限の例外となります。1件の協議書を受理しています。</p> <p>次に、23ページから24ページの「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」です。賃貸借を解約したことの通知が9件ありました。</p> <p>次に、25ページの「農地等の現況に係る照会に対する調査結果について」です。広島法務局福山市局から1件の照会があり、農地性がないことを確認しました。回答期限が照会のあった日から2週間であり、この間に総会の開催がないため事務局長による専決処分により回答しました。</p> <p>次に、26ページの「農地法の規定による許可又は届出の取消し・申請取下げについて」です。許可又は届出の受理後、何らかの事情により履行できなかったことから提出されたものであり、1件を受理しました。</p> <p>専決処分及び届出等については以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 質問なし —</p>
議 長	<p>発言等もないようですので、以上をもちまして2023年(令和5年)第10回福山市農業委員会総会を終了します。</p> <p>なお、来月の総会は11月30日開催の予定です。</p> <p>皆様お疲れ様でした。</p>

事務局
次長

委員の皆様には、ご審議いただきありがとうございました。
気をつけてお帰りください。

午前10時36分閉会